

贈与税早わかり資料



贈与税の基礎知識

1. 贈与とは？

自分の財産を無償で相手方に与えるという意思表示をして、相手方が承諾することによって成立する無償契約です。

2. 贈与の種類

- ①暦年贈与(110万円まで非課税)
- ②相続時精算課税制度(2,500万円まで可)
- ③教育資金一括贈与非課税特例
- ④結婚・子育て資金一括贈与非課税特例
- ⑤住宅取得等資金贈与



3. 贈与の種類と違い

贈与比較表

(令和5年1月現在の税制に基づいて作成)

	暦年贈与	相続時精算課税制度	教育資金一括贈与	結婚子育て一括贈与	住宅取得等資金贈与	配偶者控除の特例
贈与者	個人	60歳以上の親・祖父母	親・祖父母(直系尊属)	親・祖父母(直系尊属)	親・祖父母(直系尊属)	配偶者
受贈者	個人	18歳以上の直系卑属(子・孫)	30歳未満の子・孫	18~50歳未満の子・孫	18歳以上の子・孫	配偶者
非課税枠	110万円	2,500万円	1,500万円	1,000万円(結婚資金は300万円)	金額は住宅取得時期等により変動★	2,000万円
特長	用途自由 110万円以内なら申告不要	用途自由	学校関連費用のみ 0歳の孫でもOK	結婚・出産・育児関係費用のみ	相続財産に加算されない	相続財産に加算されない
ポイント 節税の効果	非課税枠が小さい 少額でも多くの人に贈与すると効果大 相続人でない孫等に贈与すると節税になる	相続時相続財産に加算される 相続税がかからない場合は先に財産がもらえるので有利	30歳到達時の残金には贈与税が課税される 一度贈与したら返金不可 前年分の合計所得金額が1000万円超の受贈者は対象外 限度額が大きいので節税効果大	残金には贈与税が課税される 前年分の合計所得金額が1000万円超の受贈者は対象外 限度額が大きいので節税効果大	相続財産に加算されないの相続税が節税できる	戸籍上の婚姻20年以上 居住用の土地・建物用のみ、一生に一度のみ 贈与の翌年3/15までに居住し、その後も居住見込みである登録免許税と不動産取得税がかかる 相続資産が多い方は節税効果大

★住宅取得資金贈与の非課税枠については倉持会計事務所にお問い合わせください。

4. 贈与税がかかる財産・かからない財産

贈与税がかかる主な財産

①本来の贈与財産

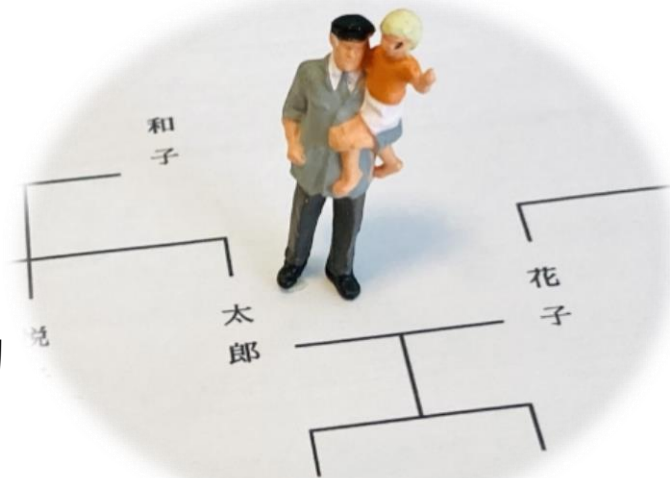
- 贈与によって取得した資産

②みなし贈与財産

- 生命保険金:子供が受取人の保険契約
- 低額譲受:財産を時価より低い金額で譲渡
- 債務免除等:子供の借金を肩代わり

贈与税がかからない主な財産

- ①扶養義務者(子供・孫等)への生活費や教育費援助
- ②祝い金・香典・見舞金等(社会通念上の金額)



5. 贈与税の計算／贈与税率

贈与税は暦年(毎年1月1日～12月31日)までの期間で課税されます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{1年間に贈与} \\ \text{された財産} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ \text{110万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{贈与税額} \end{array}$$

贈与税率	一般		20才以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
	課税価格	税率	税率	控除額
	200万円以下	10%	10%	—
	200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	10万円
	300万円超 ～ 400万円以下	20%	15%	10万円
	400万円超 ～ 600万円以下	30%	20%	30万円
	600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	30%	90万円
	1,000万円超 ～ 1,500万円以下	45%	40%	190万円
	1,500万円超 ～ 3,000万円以下	50%	45%	265万円
	3,000万円超 ～ 4,500万円以下	55%	50%	415万円
	4,500万円超 ～		55%	640万円

贈与を上手に活用するポイント

1. 先ず自分の資産を棚卸しする
2. 贈与は当事者間の契約・認識が大前提
3. 贈与総額をあらかじめ決めておかない
4. 生活費・教育費は必要な時にその都度あげる
5. 焦らず計画性を持って贈与する



参考 令和5年1月現在 留意点

■生前贈与加算

現行では、相続開始前3年以内の贈与は、相続税の対象

→2024年1月1日以降の贈与から、相続開始前7年の贈与の対象になる。

■相続時精算課税制度

2024年1月1日以降の贈与から、制度適用選択後も110万円を控除することができ、相続時にも加算されない。110万円以下の贈与なら申告不要

■教育資金贈与の非課税特例

2023年3月31日まで→3年間延長 2026年3月31日まで

■結婚・子育て資金贈与の非課税特例

2023年3月31日まで→2年間延長 2025年3月31日まで

■住宅取得等資金贈与の非課税措置

2023年12月31日まで適用